

令和元年度 第2回高知県いじめ問題対策連絡協議会  
《議事録（概要）》

- 1 日時 令和元年10月28日（月）9時30分～10時50分
- 2 場所 ザ クラウンパレス新阪急高知 4階 フローラ
- 3 出席者 尾崎 正直 高知県知事  
正木 敬造 高知県小中学校長会 会長  
竹村 謙 高知県高等学校長協会 会長  
橋本 和紀 高知県私立中高等学校連合会 会長  
蒲生 啓司 高知大学教育学部附属特別支援学校 校長  
竹中 利文 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会副会長  
池永 彰美 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長  
森田 洋司 国立大学法人鳴門教育大学 特任教授  
川竹 佳子 高知弁護士会  
濱川 博子 高知県臨床心理士会 副会長  
細木 忠憲 高知県市町村教育委員会連合会 会長  
山本 正篤 高知市教育長  
福留 利也 高知県地域福祉部長  
伊藤 博明 高知県教育長  
原田 哲 高知県警察本部生活安全部長  
森 克仁 高知県中央児童相談所長  
※ 欠席 石黒委員、今村委員、橋口委員

#### 4 概要

##### (1) 開会

会長あいさつ

ご多忙のところ、参加いただき感謝申し上げます。本年度第2回の高知県いじめ問題対策連絡協議会である。「予防」と「支援体制」について、これまでの検討の結果をお知らせさせていただく。いじめ予防等プログラムについては、多くの学校から実践的な知恵もいただき、完成形に近づいてきた。皆様から様々なアドバイスをいただきたい。

支援体制については、心の教育センターの東部・西部のサテライトセンターを一つの核とした体制について、もう一段つっこんだ支援体制の充実を検討する必要がある、我々としても問題意識もっている。国の問題行動等調査の結果が明らかとなった。不登校が大変増えている。これまで「その他」と分類されていたものが、明確に「不登校」として整理され、見かけ上数字が増えた部分もあるが、とはいえ、現実問題として高止まりしていることには間違いない。おそらく不登校については原因別で必要な支援が変わってくるだろう。家庭の場合、いじめの場合、また、学力をはじめとして本人が自信を失ってしまっている場合、それぞれに応じて対応策も変わるだろう。それを踏まえると、もう一段深い検討が必要であり、教育委員会と検討しているところである。この協議会においても、その検討結果をお知らせさせていただきたい。このあたりは、時期教育大綱の改訂にかかる重要な部分にもなる。その点も視野に入れて協議をいただければと思う。

私事であるが、12月6日で退任することとしている。長い間、皆様には大変お世話になった。

特に、濱川委員、森田委員には会の立ち上げ当初から大変お世話になった。心から感謝申し上げる。

(会長 退席)

ここからの議事進行を、施行条例により伊藤教育長が行うこととする。

(2) 報告

平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について  
事務局 《資料1に基づき説明》

会長代理

事務局から、調査内容について報告があった。ご意見あればお願いしたい。

それでは、議事「令和元年度協議テーマ」に沿って進めたい。

(3) 議事

令和元年度協議テーマについて

① 子どもたちひとりひとりの個性を輝かせるために

事務局 《資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、別添資料に基づき説明》

会長代理

いじめ予防等プログラムの説明があったが、ご質問があればお受けしたい。

委員

ただいまの予防プログラム、とりわけ2-4の資料をご覧ください。

これまで、高知県もいろいろと予防プログラムを実践されて、ずいぶん成果を上げてこられている。また実際に、いじめの認知が上がるというよい状況があるが、さらにご紹介いただいた問題行動等調査の中で、不登校や暴力行為が全国的にも増えて、相当膨れ上がっている。今日は、もう少し深掘りした意見を申し上げたいと思っている。

この「いじめ防止等の学習プログラム」を拝見していると、いろいろとよい点がある。今まで生徒指導と教科が切り離されていたが、「各教科の授業で実施」と書かれている。授業の中に内在化した生徒指導、あるいは授業と教科が一体化した生徒指導が図られており、大変よい傾向である。ぜひとも実現していただきたい。

その際に、資料左側の方にいじめの理解学習、自己肯定感、人間関係づくりなど、従来から重視されてきたものであり、この柱もないといけないものである。今までは、「生徒指導の三機能」に含まれてくるものであった。この三機能はずいぶん有効性を発揮した。教育基本法が改正される前までは、「生徒指導の手引き」として、あるいは重要な柱として、実践の方向性を示すものであった。生徒指導の三機能を働かせながら、どのような児童生徒を育成し、将来の社会に向けて自立させていくかという児童生徒の育成像が位置づけられている。これは、少なくとも教育基本法の改正前までは有効であった。しかし、改正の前後あたりから、この育成像では無理があるのではないかということになり、児童生徒の自己完成、自己指導力に加えて、「社会を担う」という資質能力を強調する方向性が、国の協議会全体で打ち出された。これは、今までの三機能も大事だが、そのうえにさらに付加し、包括していくものとして、学校で学んだことを社会の中でいかに使っていくか。学校で学んだことを自分の今現在の生活の中で、つまり地域や家庭、学校など、彼ら、彼女らを取り巻

く「環境」の中で、いかに社会的な資質能力や社会に参画していく力、そして実践力をいかに培っていくかが大切。教育基本法が改正され、生徒指導の手引きを受けて、生徒指導提要が出された。そこでうたったのは、社会的なリテラシー、つまり、これまで学んだことを包括的に自分の生活、これからの生活の中でいかに使うか、「頭で知って学ぶ」座学だけでなく、それをいかに実践して使いながら、よりよい社会をいかにしてつくっていくか。社会づくりに役立てるという大きな目標の中で、児童生徒の資質能力を改めて考えてみよう、というのが生徒指導提要でうたわれている次のステップである。

新しい学習指導要領の中では、このラインが完全に貫かれている。深い学びと同時に、深い学びはよりよい社会をつくるために、いかにして自分の知識を生かしながら社会に関わっていくか、あるいは社会に開かれた自己をどうやって形成していくかっていかにシフトする。それは教科、生徒指導が一体化しながら進めていくという方向が出ている。おそらくそのことも踏まえて拡充すべき点があり、生徒指導の三機能を言われたと思う。平成10年以降、かなりの年月がたっている。今の状況、時代、子どもたちの現状に合わなくなったからこそ、教育基本法が改正され、生徒指導提要が改められ、新しい学習指導要領ができた。高知県でも、知事も言われたように、教育大綱をこれから構成する。この大綱こそ、これからの育成像を議論しなければならない。当然、いじめ問題、不登校問題、知事には先見の明があったと思う。いじめ問題対策連絡協議会と掲げ、当然そこは重視しつつ、不登校、暴力行為、あるいは非行問題も含めて包括的に子どもたちの問題をとらまえる。さらには予防という観点で、問題を抱えた子どもたちだけではなく、これからの子ども全般にわたる育成像を考えていく、というのが先ほど申し上げた方向性である。このあたりをどういう具合に「三機能」という表現の中で全うして行かれるのか、あるいはさらにもう少し検討すべき点があるだろうとお考えなのか、そのあたりを生徒指導のご担当からお伺いしたい。

#### 事務局

委員が言われるまさにそのとおりであり、大人になって社会に有意な人材を育成することが大きな教育目標である。単なる学校教育の中で完結せず、先々を見据えた人材育成を考えている。その中で、時期教育大綱でも、基本目標を設定する際、単なる指標ではなく、社会でどういう力をつけるべきなのか、どういう力が必要なのかを明確にしたうえで、目標を定め、具体化していこうという作業を進めている。

その中で、生徒指導の三機能だけで社会に有意な人材を育成を行うことは難しい。様々な教育の中で必要になってくる。これからは、実践を考えたときには、キャリア教育の視点も含めて考えているところ。いただいたご意見は今後参考にさせていただきたい。

#### 委員

今、キャリア教育という言葉がでた。キャリア教育は「職業教育」ではなく、将来に向けた社会的な自立、それに向けた自分づくりがキャリア教育の本質である。今の社会的なリテラシーといわれるのも、不登校の大きな育成目標は、「社会的な自立」に大体置くというのが定説となっており、それが必要である。今の社会的な自立をいかにやっていくか、今日の議題でもある「一人一人の個性を輝かせる」のもキャリア教育の大きな柱。

キャリア教育は単なる職業教育ではない。多くの全国のキャリア教育の実践を見ると、高等学校で、職業と結びついたキャリア教育が多くなっている。しかし、その基盤として自分の可能性を広げる、そういうものが幼保小中という段階で形成されながら、具体的な職業観と社会での活躍の場につながっていく。比喩的に言うと、いろいろな関心、興味を膨らませてやる。それをいろいろな種類を自分の周りに置いておく。つまり、ドラえもののポケットのようなもの。これからの社会と

というのは、5～10年たったら職業構造は大きく変わっている。今の現在も30数%は非正規雇用。今までのような終身雇用、一定の職に就いたら追い求めていく、これも大事であるが、全般的に社会全体の雇用構造や就業構造が変化している。会社がなくなったときに、どうするか。一定の職業だけを追い求めるキャリア教育では駄目である。ドラえもののポケットの中から、状況に合わせて引っ張り出せる、状況とのマッチングにおいて職業を選択していく方向性が、ますます重要になってくる。要するに、終身雇用ではなく、起業家精神を自分自身も身につけていかなければならない。時代の変化に適応できる能力を備えたキャリア教育。その興味関心、いろんなポケットを増やすのは、幼保小中高ずっと続いていかないといけない。どのように展開していくか、これからのキャリア教育で大事なところ。しかし、現在いろんなところを見ると、幼保小中で行われているものも、どちらかという、具体的な、職業に結び付いたキャリア教育でしかない。その本質的な人間づくりに必要な、「ポケットの中身」を、いろいろな種類を揃えていく、中身を埋めていく作業が、この作業が今一つ、義務教育課程や幼保の段階で不十分なところ。このあたりは、今後力を入れて行かなければならないところ。

文科省がキャリア教育の専門家会議を開いた。高知県からも一人出られていたが、そういう方々の知恵も借りながら、文部科学省では、職業教育として直結するものではなく、もっと基本的な「自分づくり」、「自己認知」、「セルフアウェア」、こういうものを備えた将来への橋かけが必要になる。とりわけ、不登校対策においては、社会的な自立が大きな柱であるだけに、あるいは非行や暴力行為に走る子どもたち、将来にかけていく架け橋、夢をもたないまま成長していくというのは、あるいは閉ざされた状況の中で、ますます状況が悪くなる。社会の変化に合わせてキャリア教育と言われるもの、キャリア教育の枠を解き放ち、生徒指導・教科と一体化しながら、多面的、包括的に展開する時代になってきている。そういう横への広がり、多様なもの、という展開がますます必要。時代に合わなくなった状況の中で進めているから、不登校も数がどんどん増えている。多様な学習、つまりフリースクールに行くだけが本質ではないので、興味関心に沿った、多様な教育機会を活用して、その子の成長にしていく。社会につなげていく、社会への実践に向けた子どもづくりをこれからの育成像にしていかなければ。

## 事務局

従来のキャリア教育ということで、一時期そういう風潮があったように思う。職業に結び付く教育として学校でも捉えられていた。特に中学校では職場体験学習が多くはやっていた時期もあった。しかし、委員も言われたように、自己実現を図っていく、社会的な資質を伸ばしていくことがキャリア教育の本質であるので、県としては、教育大綱もしくは振興基本計画の目指すべき人間像の中にも「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かってはばたく子どもたち」さらには「郷土への愛着と誇りをもち、高い志をかかえ、日本や高知の未来を切り開く人材」を目指す人間像として、キャリア教育の視点である。全国学力学習状況調査のキャリア教育にかかる質問事項では、トピック的に取り出して、これがどういう風に変更していっているかを見ながら施策に生かしている。例えば「自分にはよいところがある」という自己理解や自己管理能力は全国に比べて高い。さらには、「将来の夢をもっているか」というキャリアプランニング能力も全国と比べて本県の子どもたちは高い。さらには、「人の役に立つ人間になりたい」という人間関係形成や社会形成能力等も全国より高いが、委員が言われた「地域や社会でボランティア活動に参加したことがあるか」、という項目では弱い。頭ではわかっているけれども実践的な能力がなかなか身につけていない、そういう経験が少ないという子どもたちの課題がある。キャリアシートを活用して、保幼小中高をつなぐキャリアシートの活用を昨年度から図っている。来年度は高校までつなぐ、しっかりと活用していこうと、事業化も考えている。委員に言われたことを十分に意識しながらキャリア教育の推進に努めたい。

#### 会長代理

そのほか、プログラムに関するご意見あればお願いしたい。

#### 委員

保護者の立場から。小中学校PTA連合会の全国組織で、プログラム19ページにも入れていただいているが、パワーポイントをつかって保護者向けに勉強、理解を深めていくためにつくろうという事で動いている。全国組織の方が、2月にまた会があり、高知県として保護者向けのプログラムを作ろうとしているということ、2月の会の前に共有し、ご紹介をさせていただければ、資料2-2でいくと、2~3月にかけてとりまとめ、配付となっているので完成形では無いと思うが、紹介してよいか。

#### 会長代理

プログラムは作りながら、実践して改良していくというものになると思う。2月の段階で完成していないかもしれないが、全国でも紹介していただき、またご意見をいただきたい。

他にご意見はないか。

#### 委員

学校においては、教員の理解度や学校組織の問題が議論されてきている。それを踏まえた原案だと思っている。今一度学校の方も基本に戻るのが大事と感じている。教員の研修というところが、具体的にどういふふうにして来年度以降研修を行っていくのか、工夫をしていただく必要があるのではないと思う。学校規模の違いがある。その中で、新たな外に出て行く研修が増えると、学校運営に無理が出ているという現状がある。研修をどうしていくのかを工夫していただきたい。

6月に本町の民生員が学校に定期的に訪問してくれている。プログラムの話を、民生委員の方に県教委から20分くらい話していただいた。非常に勉強になったという感想もいただいている。活用する際に、日々の活動の中でこれを組み込んでいく、いろんなところにアプローチをかけていただく、広がりをもたす点で今後大事だと考えている。

#### 会長代理

ここまで、いじめ予防等プログラムについて、特に森田委員から大変貴重なご意見をいただいた。

生徒指導と一体化、包括的というご意見をいただいた。総合教育会議において、議論を深めているところ。不登校については課題が深い。11月に改めて総合教育会議を開催することとしている。来年度はICTを含めて6つの課題。森田委員が言われたとおり、担当部署、不登校は人権、キャリアは小中や高等、就学前は幼保。組織横断的に取り組むべきものとして、深掘りをしているところ。11月の総合教育会議では一定方向性をだして、進めるようにしたい。

#### 委員

6つとおっしゃった。重点項目を固めていくのは大事。関係のところ組織的、横断的というのは重要。6つの中でとりわけ重要な取組があると思う。県のスローガンになっている。形成、育成目標は入ってくる。不登校はできる限り早い段階で取り組むのが大原則。濱川委員がよくご存じだと思うが、担当課と専門家を交えて、県全体で取組の大柱、核心をつまみ出して、取組の方向性を明記する、というやり方も一つあるだろう。ご検討いただければ。早い段階、もう30日になったら終わり。5~10日のあたりでアセスメント、手立てを修正。5日より前の潜在期、完全に不登校の

形で現れていないが、その時期と初期の対応をしないと、不登校は進行すると手遅れになる。高知県の場合は引きこもりにしないことも考えていかなければならない。

会長代理

方針としては、未然防止、初期対応、自立支援この3つの段階、特に新たな不登校を生まないすべての子どもを対象とした取組で考えている。

続いて、②について事務局お願いしたい。

## ② 子どもたちに抜かりのない支援の手を届けるために

事務局 《資料 3-1、3-2、3-3 に基づき説明》

会長代理

もれなくすべての子どもたちに支援を向けるため、支援体制を強化していこうというもの。ご意見やご質問をお願いしたい。

委員

2つお伝えしたい。

いじめのプログラムと不登校の問題は非常にリンクしていると思う。いじめのプログラムでここに書いてある、生徒指導の三機能が授業の中で働けば、子どもたちに安心安全が生まれる。これをきっちりとやらなければ、今不登校になっている子どもは集団に戻れない。一番の不安は集団になじめないこと。ここをやっていただくのはとても大事なことです。ただ、問題なのは先生方の実践にかかっている。どう実践力を育てていくのか、どう高知県全部に広げていくのか。今行けない子も戻っていく。学校の内的変化を促す取組でとても大事と思っている。

外的な変化は支援センターや家庭など。とりあえず支援センターは強化していく必要がある。それは外的な変化や機能強化。両方大事。外的な支援センターで安心安全のためにトレーニングしたりして、自己肯定感が高まれば学校に向かっていく、学校でなくても社会的な自立に。外的・内的両方だと思う。

支援センターは回っていくと問題が見えてきている。いくつかの支援センターで相談されるが、「地元のセンターには知っている子がいるので行けない」という問題。市町村をまたぐので受け入れてもらえないというケースが既に出てきている。県と市町村の関係をどうするか。センターに県の職員が入るなどして、うまくつなぐことも大事。

サテライトと支援センターどちらがよいかはやってみないとわからない。ただ、サテライトにした場合は保護者の相談になる。子どもの対応は難しい。支援センターは保護者も子どもも両方対応できる。もう一つはアウトリーチのSCが増えていっている。その人たちが保護者の相談にも乗れる。どちらがニーズにより合うか、そこは検討していただきたい。

「切れ目」は場所だけでなく日時。心の教育センターで「土日でも相談を受ける」という話が出てきている。場所と日時両方で切れ目無くを考えていくとよいと思う。

会長代理

他にないか。

## 委員

前のことでも構わないか。先ほど、プログラムで、保護者や地域ということがあり、正木委員からの町の民生委員さんが学校へ訪問されて、その時に研修をしていただいたことのお話を聞きして、自分もうかつだったが、県の民生委員、一期目が終わった中堅の民生委員の研修会を2カ所に分かれて行っている。地域にいる自分たちは、なかなか子どものこともわからないことも多い。研修会を受けることによって、その問題を意識付けてもらう、民生委員にも。そうすれば、日々の生活の中で意識して見ることができる、ということがある。地域版ができて、どのような形で研修をなさるのか、民生委員もたくさんいるような研修会でもそのようなことをしていただいて、地域でほかの方々と一緒でもよいと思う。そういうことが大切かと思った。

## 委員

弁護士としては、いじめに触れるのは具体的な事案になってくる。全体の流れとしてどういう形がいいのか、という全般を見ることができなくて、個別の事案になってくるが、そういう中で感じることは、どこにつなげていいのかわからないという問題と、「つなぐ」ということに拒否をされたときにどうしたらよいかわからないという問題がある。

抜かりのない支援を行う中で、どうやって同意をとっていくのか、個人情報保護の関係で同じ関係があると思って伺った。いろいろと考えていただいている中で、案内を進めていただくだけでも、今は受け入れられなくても、その次何かの時に、どこかに頼っていいのだということが分かってきた時に使えるということが大事というか、それが支援につながっていくということもある。方法はいろいろな手段で、一つではなくていろんなことを考えていく方向がとても力強いと思って聞かせていただいた。

少年の非行事件に関わる身からさせていただくと、支援機関に弁護士から話をしていたときに、処分が決まっていない間は来ていただくのは難しいとか、断られることが経験としてある。処分が決まると言うことの中には、今後、どういう社会資源が使われていけるのか、本人を助けてもらうためにどこにつなげていけるのか、考えてから処分が決まるが、処分が決まってからだと行き先が限られる。保護者が行くとうまくつながれるが、弁護士が行くと難しい場合もある。そういう点でも支援が、うまくつながれるとよいと感じる。

## 委員

ぬかりない支援ということで、高等学校の中途退学等、進路先が決まっていないなど、サポステにつなぐことなど、各校それぞれ情報提供や紹介はさせていただいている。ただ、同意書については、現実すべての私学はどうなっているか確認できていないが、私どもの学校でも同意書まではとっていない。その工夫は今後の課題と思っているし、私学の中でもそういう話はしていきたいと思っている。

そのとき同意を得られていなくても、選択肢がいくつかあるということは、保護者にとっても安心感につながると思う。引き続いてサポステ等の存在については話していきたいと思っている。

少し前の件でいくと、全体のプログラムの中で「相乗効果」ということがあった。いじめというところだけを取り出すのではなく、普段の授業、生活指導、キャリア教育、人権の教育とか、様々な教育活動の中の相乗効果が大切であるという視点は大変ありがたいなと思った。

## 委員

市町村それぞれ相談窓口の拠点をつくるということであるが、一番は情報の連携ということになると思う。先ほどご指摘があったように、本人なり保護者の同意が得られない中で、市町村は

どのように情報を得ることができるのか、そのあたりの仕組み作りが問題になってくると思っている。

もう一点は、専門的な能力をもった人材の確保をどのように図っていくのか、今後具体として問題となっていくと思っていく。互いに知恵を出し合いながら、漏れることのない支援をしていかなければと思う。

#### 委員

プログラムのことについて。それぞれ保護者向け、教職員向け等に作成いただきありがたい。

13 ページ、事例 2 として、定義を理解しやすい内容と思う。この問題自体がいじめと言うことで広く捉えていく。このことによる影響というのも現場の方ではあると思っている。いじめはどの学校にも起こりうる、成長過程で子どもたちが乗り越えていくことで成長していくことを加えていただくと、実際にいじめ問題に対応していく中で、学校としてもやりやすいのではないか。検討していただきたい。

#### 委員

プログラムについて、時間をかけて作成いただき、担当に感謝申し上げます。事例なども盛り込んでいただき、参考にさせていただきたいと思っている。前回の最後にも申し上げたが、教員養成学部からの出席させていただいているが、教員養成のカリキュラムにどうやって、いじめの防止、いじめの対策について、免許を取るための過程にどう落とし込んでいくかと考えているところ。

もう一つは、附属特別支援学校からの参加と言うことで、プログラムの資料 91 ページ、人間関係づくり、コミュニケーションの意味を考えるというところ、まさに重要なところ。森田委員がほとんど包括的に言われたが、コミュニケーションの意味、自分の伝えたいことが伝わったか、相手がそれをどう思ったか、どう受け止めたかを繰り返ししていくことがコミュニケーションを図る大事なことだと思うが、コミュニケーションを図ることをベースに、例えば、特別支援学校だと中学部、高等部の生徒たちが、作業学習や職場体験、キャリア教育に関わる場所。その時間で何を狙いにしていくか、一方では仕事を丁寧にする、相手に気配りをする、そういうことを実は目的、ねらいにして指導を行っている。常に具体的な場面で、必要性に子どもたちが気づけるように指導を行っていく。将来自立して生活を行っていく上で、コミュニケーションの必要性、他者への配慮など、必要な部分。社会的自立、自己実現の場として授業を通して子どもたちを指導している。発達段階や障害の程度に応じて、他者への配慮につなげていく。仕事の丁寧さや気配りを包括すると「他者への配慮」ということ。小学部の時に、基本的な社会性を身につける、対人関係、信頼関係をつくる、そういう内容に触れていく。これは、小中高と系統だって授業の中で取り入れている。先ほども出ていたが、自己認知、自己形成していくための重要性について、実際はどのようにしていくか、他者への配慮が必要だと思っていて、授業での設定、子どもたちがコミュニケーションをつけていく上で、いじめの未然防止につなげて進めていきたい。コミュニケーション力を醸成していくために必要な要素を根本的に考えていく、授業を通して考えていく必要がある。プログラムを参考にさせていただきたい。

#### 委員

プログラムについては、小中高特、系統的、網羅的につくっていただきありがたい。抜かりのない支援の部分でも、SC、SSWの配置もありがたく、活用させていただいている。本人、保護者、教員も相談に行き、それがプログラムの内容にも反映させることができると考えている。相談に乗っていただいて、学年、学校、個別の指導にも全部つながっていく。ぜひ、継続、充実をお願い



したい。

以前も言わせていただいたが、多いケースではないが、高校生になった場合、18歳が壁である。高校生であるのに、支援が必要なのに「18歳だから」と時間的なロスが生じる場合がある。レアなケースではあるが、そういうこともスムーズに支援できるような工夫をお願いしたい。

## 委員

予防プログラム、構成だが、いろいろなところで研修があるのはよい。山本委員からもあったが、とりわけ保護者や市民によくわかる手法を用いていただきたい。そのうえで、構成について「いじめの定義」から入っている。現場は定義がわからなくてどうしてよいかわからないところが大変増えている。今までの考え方を考え直す必要がある。それは、いじめ防止対策推進法が制定された目的である。いじめの防止を何のために行うか、第1条の目的にしっかりと明記されている。何のための取組か、何のための防止かが抜けたまま、いきなり「いじめとは」が来る。それではさっぱり。明確な物差しであればよいが、曖昧模糊として広がりがある。この定義は定義で、広がりには広がりがあり、私もそう悪いものではないと思う。これは「主観的定義」で「客観的な定義」ではない。要するに「いじめられた」といえば、それは結果責任としていじめにあたる、という構造になっている。諸外国に比べて非常に主観的な傾向が強い。「被害者優先主義」といわれる部分もある。

今の問題は、目的は3つの論理構造になる。第一段は、人体や成長に被害を与える「害」がある。第二段は、「そういう事実を鑑みて」この法律は、児童等の尊厳を保持する。そして、いじめの対策法であるから、大きな傘の中でいじめの防止対策を様々に講ずるといふもの。ところが、現場に行くと、その定義が「被害があります」、「防止策をします」、真ん中の理念が抜けている。あちこちで指摘しているが、これがないままに防止プログラムを出すというのは全国で珍しくなってくる。概念的にどうするか、主観的な定義であるので、「いじめいじめ」と目くじらを立てるのではなく、「ハラスメント」として広く捉えれば、大人の世界でも同じようなメカニズムで起こること。パワハラがあり、セクハラがあり、世界的な動きで「ハラスメント」に着目して、大きくは、単に子どものいじめだけでなく、大人の世界でも、子どもの世界も含めて、要するに人生に直面するハラスメントの問題に関して、社会を変え、民意を変え、人々の心を成熟させながら、私たちの社会の成熟を図る、あるいは民度を上げていく。これが大きな目的であり、そのためには広く、限定した「いじめ」という詳細な物差しではなく、大きくハラスメントとして捉える。そして現場ではまず、見たら「これは、ハラスメント。よくない。」という形で指導し、組織にもっていきいただき組織で「いじめかどうか」判断し、行政的な手続き、組織的な取組をやっていただく。だから一段目の現場での先生方、あるいは保護者が「ハラスメント」という捉え方をすると、利害関係も抜ける。加害、被害というところに子どもたちをさらすのではなく、極めて「人権」「人間の尊厳」を卑しめる行為に対して我々の社会は取り組む、この目的をしっかりと最初に植え付けておいていただきながら、いじめというのはこういう定義を法律でやっているということを押さえる。今のことも、法律の一条の目的にも書いているよ、というこれが大きな傘である。そして、指導はこういう具合に二段階で、そうすると整合性が取れやすい。今年の研究協議会は、文科省もそのようにしている。わかりやすい。少し意識を変えていただいて、広く捉えるメリットを出して行くことが大切。

## 会長代理

皆様から、様々なご意見をいただいた。抜かりない支援の部分では、資源の有効活用、内的な部分、外的な部分、うまくもう一度考えてみたら、というご意見もいただいた。なかなか同意が得られないことについては、情報提供、支援機関のPRをもっとやっていくことも大事というご意見もいただいた。

それから、いじめプログラムもご意見いただき、研修について、一般の保護者等を対象にわかりやすい研修も大事だろう。そして、森田委員からも、もっと広く考えること、ビジョンが抜けていることもご意見いただいた。いただいたご意見についてはしっかりと今後のいじめプログラム、いじめへの支援に生かしていきたい。

#### 高知県いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況について

事務局 《資料4に基づき説明》

時間過ぎているので一つだけ報告する。資料22ページ。SNSを活用したいじめ相談体制について。昨年度までは公立の高等学校、希望する特別支援学校のみだったが、本年度は範囲を広げ、国立・私立の学校も含めて、日数も増やした。

会長代理

今日いただいた様々のご意見を踏まえて取り組んでいけるようにしたい。委員の皆様においても各機関、団体に持ち帰っていただき生かしていただきたい。